

報告案件一覧表（既存店の変更届出等）

NO	届出日	店舗の名称 (市町村名)	小売業者	変更事項	変更日	市町村 意見	住民意見	県意見
1	16.9.1	しづマイン (佐倉市)	(株)東武ストア(食品スーパー)	開店・閉店時刻の変更 (10:00~20:00→9:00~ 21:45)ほか	16.9.2	あり (対応済)	なし	なし 17.2.28
2	16.8.16	木更津駅西口再開発 ビル(木更津市)	(株)マルエイ(食品スーパー)ほか	閉店時刻の変更(20:00 →21:45)ほか	16.9.1	なし	なし	なし 17.3.10
3	16.9.1	イズミヤ八千代店 (八千代市)	イズミヤ(株)(総合スーパー)ほか	駐車場収容台数の増 (704台→718台)、開 店・閉店時刻の変更 (23:00)ほか	16.9.16	なし	なし	なし 17.3.11

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：しづマイン
- 2 所在地：佐倉市上志津字赤弥陀1663番16ほか
- 3 建物設置者：東武鉄道株式会社 代表取締役 根津 嘉澄
- 4 小売業者名：株式会社東武ストア（業種：食料品販売）ほか
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 開店時刻及び閉店時刻
    - （変更前）午前10時～午後8時（年間60日間 午後9時）
    - （変更後）午前10時（東武ストア 午前9時）～午後9時（東武ストア 午後9時45分）
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - （変更前）午前9時45分～午後8時15分（年間60日間 午後9時15分）
    - （変更後）午前8時45分～午後10時
  - (3) 変更年月日 平成16年9月2日
- 6 処理経過：
  - ①届出日 平成16年9月1日
  - ②公告縦覧期間 平成16年9月14日～17年1月14日
  - ③説明会 平成16年10月14日 午後3時～ しづマイン会議室
- 7 市町村・住民等の意見：
  - ・佐倉市の意見 有り
    - ① 必要に応じて交通整理員等を配置すること。
    - ② 廃棄物の減量化、リサイクルについて、引続き御協力願います。
  - ・住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成17年2月28日通知

<店舗概要>

- ① 店舗面積：9,980㎡
- ② 駐車場の収容台数：231台
- ③ 駐輪場の収容台数：310台
- ④ 荷さばき施設の面積：200㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：48m<sup>3</sup>
- ⑥ 営業時間
  - 開店時刻：午前10時  
（東武ストア 午前9時）
  - 閉店時刻：午後9時  
（東武ストア 午後9時45分）
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯  
午前8時45分～午後10時
- ⑧ 駐車場の出入口の数：2か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯  
午前6時～午後7時

<理由>

- (1) 当該変更は、営業時間の変更であるが、夜間に係る変更ではなく、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見に対して
  - ① 繁忙時には入口付近に交通整理員（1名）を配置し、周辺交通の円滑化を図ると同時に歩行者の安全確保に努めます。
  - ② リサイクル製品（発泡スチロール・段ボール・牛乳パック・缶・瓶・ペットボトル等）の分別回収を図るとともに、ごみ発生の抑制と

再利用化及び食品リサイクル（魚アラ、廃油等）の推進に、今後も鋭意努力してまいります。  
としており、適切な対応がなされているものと認められること。

(3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 木更津市西口再開発ビル
- 2 所在地 木更津市富士見1丁目1818番地
- 3 建物設置者 木更津市 木更津市長 水越勇雄
- 4 小売業者名 株式会社マルエイほか
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 小売業を行う者の閉店時刻  
 (変更前) 午後8時  
 (変更後) 午後9時45分…(榎多田屋のみ、その他の小売業者は変更なし)
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
 (変更前) 午前9時～午後9時  
 (変更後) 午前9時～午後10時
  - (3) 変更年月日 平成16年9月1日
- 6 処理経過
  - (1) 届出日 平成16年8月16日
  - (2) 公告縦覧期間 平成16年9月10日～平成17年1月10日
  - (3) 説明会開催不要承認 平成16年9月16日
- 7 市町村・住民等の意見
  - (1) 木更津市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- ① 店舗面積：17,535㎡
- ② 駐車場の収容台数：380台
- ③ 駐輪場の収容台数：349台
- ④ 荷さばき施設の面積：387㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：257㎥
- ⑥ 営業時間
  - ・開店時刻：午前10時
  - ・閉店時刻：午後8時  
 (榎多田屋のみ、午後9時45分)
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：  
 午前9時～午後10時
- ⑧ 駐車場の出入口の数：4か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：  
 午前6時～午後9時30分

8 県の意見 「意見なし」 平成17年3月10日通知

<理由>

- 1 当該変更届出については、閉店時刻の繰り下げ等を行うもので、その変更は夜間（午後10時以降）に及ぶものではなく、交通への影響はほとんどないと考えられ、騒音等の予測値は全て基準値を下回っていること。また、廃棄物についても現在の保管容量で足りると予想されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと認められること。
- 2 法第8条第1項に基づく木更津市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

## 報告案件 3

## 変更事項届出の概要（法附則第5条第1項）

### 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：イズミヤ八千代店
- 2 所在地：八千代市村上字境作1 2 2 9番地ほか
- 3 建物設置者：イズミヤ株式会社 代表取締役 林 紀男
- 4 小売業者名：イズミヤ株式会社（業種：総合スーパー）ほか7
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 704台  
(変更後) 718台（第3駐車場 14台を新設）
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前10時から午後8時  
(変更後) 午前10時（年間30日午前9時）から午後11時
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで  
(変更後) 午前9時30分（年間30日午前8時30分）から午後11時30分まで
  - (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 4か所  
(変更後) 5か所
  - (5) 変更年月日 平成16年 9月16日 店舗の開店時刻・閉店時刻等  
平成17年 5月 2日 駐車場の収容台数等  
但し平成16年 9月15日、軽微変更承認
- 6 処理経過：
  - (1) 届出日 平成16年 9月 1日
  - (2) 公告縦覧期間 平成16年 9月21日～平成17年 1月21日
  - (3) 説明会 日 時 平成16年10月22日（金） 午後2時から、午後6時から  
場 所 八千代市民会館第1会議室
- 7 市町村・住民等の意見：
  - (1) 八千代市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成17年 3月11日通知

### <理由>

- (1) 当該変更は、現在の駐車場と離れた場所への駐車場の設置、閉店時刻の繰り下げ等を行うもので、営業時間の変更は夜間（午後10時以降）に及ぶものであるが、交通への影響は、新たに設置される駐車場の出入口の運用を含めほとんどないと考えられ、騒音の予測値は3地

### <店舗概要>

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| ① 店舗面積：   | 9, 976 m <sup>2</sup> |
| ② 駐車場の収容台数：                                       | 718台                  |
| ③ 駐輪場の収容台数：                                       | 301台                  |
| ④ 荷さばき施設の面積：                                      | 151 m <sup>2</sup>    |
| ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：                                   | 46 m <sup>3</sup>     |
| ⑥ 営業時間<br>開店時刻：午前10時<br>（年間30日午前9時）<br>閉店時刻：午後11時 |                       |
| ⑦ 駐車場利用可能時間帯<br>午前9時30分（年間30日午前8時30分）～午後11時30分    |                       |
| ⑧ 駐車場の出入口の数：                                      | 5か所                   |
| ⑨ 荷さばき可能時間帯<br>午前6時～午後7時                          |                       |

点で基準値を上回り、保全対象側でも基準値を上回っているが、この地域は計画地西側道路による道路交通騒音が支配的であり周辺環境に与える影響は少ないと認められること、また、廃棄物についても現在の保管容量で足りると予想されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。

(2) 法第8条第1項に基づく八千代市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。